

第 8 6 号議案

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

人間ドック事業の廃止に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例（平成6年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第8条第1項本文中「、障害者歯科診療所若しくは人間ドック」を「若しくは障害者歯科診療所」に改め、同条第2項中「及び第5項」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第11条第1項中「及び人間ドック」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。